

報通信審議会 情報通信政策部会（第51回）議事録

1 日時 平成28年10月19日(水) 13時00分～13時48分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

須藤 修（部会長）、新美 育文（部会長代理）、浅沼 弘一、伊東 晋、近藤 則子、  
鈴木 陽一、竹村 詠美、谷川 史郎、知野 恵子、三尾 美枝子（以上10名）

(2) 総務省

(大臣官房)

福岡 徹（総務審議官）、上原 仁（官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）

(情報通信国際戦略局)

谷脇 康彦（情報通信国際戦略局長）、武田 博之（総括審議官）、

高木 誠司（情報通信国際戦略局次長）、小笠原 陽一（情報通信政策課長）

山田 和晴（オリンピック・パラリンピック技術革新研究官）

(情報流通行政局)

南 俊行（情報流通行政局長）、齋藤 晴加（総務課長）、

豊嶋 基暢（情報通信作品振興課長）

(総合通信基盤局)

富永 昌彦（総合通信基盤局長）、巻口 英司（電気通信事業部長）

(4) 事務局

吉田 博史（情報通信国際戦略局参事官）

#### 4 議 題

##### (1) 諮問事項

「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について

【平成 28 年 10 月 19 付け諮問第 24 号】

##### (2) 議決事項

委員会の設置について

##### (3) 報告事項

「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について

【平成 27 年 9 月 25 日付け諮問第 23 号】

## 開 会

○須藤部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまより情報通信審議会情報通信政策部会（第51回）を開催させていただきます。

本日は、構成員17名中10名が出席なさっておりますので、定足数を満たしております。

## 議 題

（1）諮問事項 「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について【平成28年10月19日付 諮問第24号】

○須藤部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件、議決事項1件、報告事項1件でございます。

初めに、諮問第24号「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について審議をいたします。

本件につきましては、本日、総務大臣より情報通信審議会に対し諮問され、同日付で情報通信審議会会議規則第11条第9項の規定によりまして、当部会に付託されたものでございます。

それでは、総務省よりご説明をお願いいたします。

○豊嶋情報通信作品振興課長　それでは、お手元の資料51-1-2に従って説明させていただきます。横版の資料でございます。

本件諮問の理由です。表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。昨今、ブロードバンド、あるいはスマートフォンの普及などによって、視聴方法の多様化を踏まえまして、一部の放送事業者におきましては、ブロードバンドを活用した、放送と同時に配信するという取組が始まりつつあります。

こういう取組は、放送コンテンツをより手軽に視聴できる、あるいは放送事業者から提供される災害情報が入手しやすくなるというように、視聴者の利便性向上につながる可能性がありますけれども、一方、本件について、これまで検討をしていただきました「放送を巡る諸課題に関する検討会 第一次取りまとめ」という、この9月になされま

したが、この中におきまして、このようなことを実現するに当たっては、システムへの負荷といった技術的な課題だとか、あるいはネットワークを放送事業者が使うことに伴う費用負担、あるいは放送をネットで流すことになりますので、権利処理をどのようにするのかといったような、実際、実現する上で課題について検討する必要があるだろうということが、この取りまとめの中で示されているところでございます。

さらに、このようなインターネットの活用については、放送コンテンツの、いわゆる二次利用の進展にも対応するという形になりますが、放送コンテンツ分野における製作環境の改善、あるいは製作意欲の向上を同時に図っていく必要があるというところで、コンテンツの適正かつ円滑な製作、あるいは流通を同時に確保していくことが重要と考えているところでございますが、これらを踏まえまして、この諮問のタイトルにございますように、視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策のあり方について諮問をさせていただくものでございます。

具体的に答申を希望する事項として、4点書かれておりますが、特に1から3番目でございます。

1つ目はブロードバンドを活用した放送サービス、これをどう高度化していくのかという方向性。それを踏まえまして(2)ですが、そのサービスの高度化を支える放送・通信インフラというのはどのようにあるべきか。3番目として、その内容になります、放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保をどのように図るかという内容について、答申を希望するものでございます。

スケジュールとしましては、本日諮問させていただきましたが、来年6月ごろをめどに中間答申をいただき、さらに平成30年6月ごろに最終的な答申をいただけないかということをお願いしています。

2ページ以降、参考の部分がございます。2ページ及び3ページは、さきほど紹介しましたが、放送を巡る諸課題に関する検討会、第一次取りまとめが、総務省におきまして、9月に発表されましたが、このうち、同時配信等にかかわる部分を抜粋したものでございます。先ほど申し上げた、課題等の提起が2ページの上にあります。第2章の部分で提起をされています。

また一方、第3章と書いておりますが、こういう下線部分、引いておりますけれども、例えば、スマートフォンで放送番組などの地域コンテンツを視聴できる環境を実現する仕組みというような、いわゆる地域コンテンツの配信を行っていく仕組の構築が肝要で

あるというご指摘もあわせていただいています。

その下は、スマートフォンではなく、スマートテレビに向けた、例えば4K映像を受信できるような取組も進んでおるということで、これも実現できる環境を整備していくことが期待されるという部分です。

ページをめくりまして、3ページ目でございますが、このようなことにつきまして、番組ネット配信と放送の関係について、流通の促進、あるいは視聴者利益の増進の観点から、同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題について、提供の実態、あるいは関係者の意見も踏まえながら検討を行うことが必要と指摘を受けています。

また、5月にまとめました知的財産推進計画2016がございますが、この中でコンテンツ制作の環境の改善、取引の適正化、及びインターネットを活用した放送コンテンツの提供に関する検討を進めていくという旨がこちらの計画に載せられておりますので、これらを拝見したものでございます。

4ページ目以降は、環境変化の動向でございます。4ページの左上でございますけれども、特に10代、20代の若い世代で、1日15分以上テレビを見る率というのは、ここ数年下がる傾向にある。特に2010年、2015年では、大きく下降傾向が見られているということで、世代交代に従って、テレビ離れ、テレビ受像機離れというのは加速してくる可能性が危惧されます。一方、右上にありますように、スマートフォン、あるいはタブレット等のデバイスが広く世帯に普及を見せております。その下でございますが、いわゆるネットを通じた動画配信は、市場全体として見れば、今後も大きく市場で伸びることが予想されているものでございます。

めくっていただきまして、5ページ目でございます。こちらはスマートテレビに係るものでございますが、昨今、デジタルテレビの普及、あるいは4K対応テレビの普及に合わせて、インターネットに接続をしているテレビが少しずつではありますが、伸びつつございます。左側でございます。こういうネットに接続ができるテレビは、さきほど4K対応テレビには標準に登載されているものが多くございまして、右側にありますように、今後4K対応テレビの出荷が増加するに合わせて、インターネットに接続することができるテレビ、実際にはハイブリッドキャスト対応テレビが多くございますけれども、このようなものがどんどん伸びていくことが予想されております。

最後、6ページ目でございますが、ネットの配信に関しまして、放送事業者で幾つか取り組みが始まっているという事例を簡単なながら並べたものでございます。スマート

フォン、あるいはPC向けの取組としまして、東京MX、あるいはテレビ東京等が実際にスマートフォン向けに、いわゆる同時配信というものを一部の番組で開始されています。あるいはNHKが1万人の参加者を対象に、昨年から実験を開始されています。それから、4K対応テレビ対応向けの配信というところでありまして、MX、あるいはフジテレビ、あるいは名古屋テレビなどが、4Kテレビ向けの配信の実証というものを、ある番組だけですけれども、実験ということをやっています。また、NHKが先般のリオの五輪に関しまして、一部競技について、やはりライブストリーミングの配信ということを手がけたりしております。

また、番組を同時に流すという点で、ちょっと違う切り口として、熊本の地震の際の取組ということで、NHK並びに民間放送事業者で、HNKの場合はNHKオンライン、民放はそれぞれのツールを使いまして、地震関係のニュースを配信するという取組はなされておりますので、こういう取組を参考にしながら、審議を進めていただければと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○須藤部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からのご意見とご質問をいただければと思います。どなたでも結構ですので、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

はい、浅沼委員、よろしくお願いいたします。

○浅沼委員　　浅沼でございます。1ページ目の諮問の概要、諮問理由のところの3つ目の項目でございますが、二次利用の進展に対応するために、製作環境の改善、あるいは製作意欲の向上の観点からというのが、どうも私の中でイメージがはっきりしないのですが、このときの背景を、少し教えていただけますでしょうか。

○豊嶋情報通信作品振興課長　　お手元の資料の3ページをごらんいただければと思いますが、この部分に対応するものとしましては、知的財産推進計画2016のところがございます。具体的に指すのはこの部分でございますが、コンテンツ製作現場における取組ということですが、実際今、テレビ番組というのは、テレビ局だけでつくれる時代ではなくて、番組制作会社等々に発注をしながら製作をしていただいているものでございます。当然、局側が発注をしてつくっていただくという関係に立ちますので、いわゆる下請けの関係になります。その場合、当然発注するに当たっての契約の適正性、あるいは

は、そこから二次取引によっていろいろ生み出される利益が期待されるわけですから、それが適正に体现できるようなことをやっていく必要があるだろうと。

具体的に申し上げますと、特に下請取引に関しましては、知財計画にありますように、下請代金支払遅延等防止法というのがございますが、これに基づきまして、コンテンツの製作の委託取引については、今、ガイドラインというのを策定しております。このガイドライン、制定されて数年たつのですが、ネットの配信等に伴って、視聴環境も変わってきますし、配信の仕方も変わってきますので、このガイドラインの中身をどう新しいものにしていくのか、あるいはガイドラインそのもの自身をどう、こういう製作現場に理解、あるいは、きちんとそれに従って取組を進めていただくような環境にできるか、こういうあたりを検討してもらえれば非常にありがたいと思っています。

以上でございます。

○須藤部会長　どうもありがとうございました。よろしいですか。

○浅沼委員　はい。

○須藤部会長　ありがとうございます。では、鈴木委員。

○鈴木委員　今のことも関係するのですが、資料の51-1-1にはもう少し、今課長からご説明あったようなことが明確に書かれているかと思います。1の下から2つ目の段落の2行目からですが、放送コンテンツ分野における製作環境の改善や製作意欲の向上等を図る観点から、製作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備することで云々というようなことで、大変すばらしい視点だと思います。ジャパンクールというふうに言われて、世界的に評価を受けているコンテンツを世にたくさん生み出していけるように、こういった視点、ぜひ実現するといいというふうに考えます。

それと、もう一つは、放送を巡る諸課題に関する検討会の構成員として、9月の第一次取りまとめをしっかりと受けとめて、それが前に進めるような、こういう諮問をいただけているというか、検討が始まるということを大変うれしく思います。私もできることがあればしっかりバックアップ、応援していきたいと思っています。

以上です。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。では、竹村委員、お願いします。

○竹村委員　1点質問させていただきたいのですが、このインターネットの放送の時代というのは、インターネットの今までのコンテンツを製作されていた会社さんが、例え

ば、Amazonさん、Amazonのビデオに進出されたりとかということで、既存の放送の会社様以外の会社様が、その放送コンテンツのインターネット配信においては数々出てきていらっしゃるかと思うのですが、そういった会社様のつくられる放送コンテンツというのは、今回の諮問においてはこういった検討に入ってくるのかがこちらだけだと少しわからなかったので教えていただけますでしょうか。

○須藤部会長 豊嶋課長、お願いします。

○豊嶋情報通信作品振興課長 説明が少々不明瞭で申しわけございません。結論から申し上げますと、今ご指摘いただいた部分は、もう既にビジネスとしていろいろ展開されている部分でございます。今回諮問でお願いをしたいと思っておりますのは、放送局が、放送を実際流しているのと同時にネットでも、要するにスマートフォンでもテレビが見られるし、同時にテレビ受像機のテレビが見られるという部分は、今はまだ、各テレビ局の中でも、実験的な取組にとどまっている部分、いわゆるビジネス化されていない部分でございます。今回、そこに焦点を絞って、どうあるべきかということの検討をお願いするものでございます。

○竹村委員 わかりました。ありがとうございます。

○須藤部会長 焦点はやはり同時配信ということになりますので、これに絡んで、諮問事項、4点ありますけれども、結構、綿密に考えないといけないことがたくさんあると思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。では、谷川委員、お願いします。

○谷川委員 この枠組みの中で議論があるのかどうかなんですけれども、この流通という議論の中で、例えば、NHKの番組のネット配信というのは、大分枠組みが違ってきってしまうのかなという気もするのですが、その辺は今回、議論の中に入っていますか、それとも外ですか。

○豊嶋情報通信作品振興課長 結論から申し上げますと、議論の外になります。もう少し正確に申し上げますと、今回、一次取りまとめを踏まえまして諮問させていただくわけでございますが、いわゆるNHKのあり方といったほうがいいかもしれませんけれども、その点に関しましては、放送を巡る諸課題における検討会で、引き続き検討を進めることになっておりますので、今回、諮問をするターゲットではないということで考えております。

○須藤部会長 よろしいでしょうか。

○谷川委員 はい。

○須藤部会長 おそらく綿密に第二次取りまとめ関係はしてくるとは思いますが、我々はもう少し、NHKに限定しない、放送全般というような形で議論していただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○三尾委員 確認なのですが、今回は、これから新しくつくっていく放送コンテンツを対象にしているということでしょうか。さらには、昔のアーカイブ的なものの利用の、放送以外の通信といった形での利用における権利処理とか、その辺の問題も対象にするということなのでしょうか。

○須藤部会長 どうぞ。

○豊嶋情報通信作品振興課長 先ほど申し上げたとおり、いわゆる同時配信をどう実現するかという観点で検討することになりますが、その場合、今のご指摘とかぶるかもしれませんが、これからつくる放送番組を流すこともあれば、いわゆる再放送という形で過去、放送として組まれて、一度流されているのだけれども、放送の番組として、もう一度再放送するケースがありますが、それも当然同時配信の場合は同時に流れることが想定されます。そういう意味では、過去につくった放送コンテンツをどう処理していくのか、そしてこれからつくっていく放送コンテンツをどう処理をしていくのかというのは、両面検討する必要が出てくるかと思います。

○須藤部会長 よろしいでしょうか、三尾委員。

ほかいかがでしょうか。近藤委員、何かありますか。

○近藤委員 大丈夫です。

○須藤部会長 大丈夫ですか。

○須藤部会長 ありがとうございます。私はNext TVフォーラムの理事長をやった経験、それから現在APABの副理事長ですが、その観点からいうと、現在の4K放送はBSでの放送本格展開のための準備が柱になっているわけです。NHKは8Kも力を入れていただいておりますが、結構いいコンテンツをお持ちのローカル局がたくさんございます。問題は、その方々が活躍できる環境です。これは地上波で行うことはかなり困難な状況があります。設備投資が重くなるということがあります。したがって、これをハイブリッドとか、ネットとか、こころ辺をいかに使って地域の活力を生み出すかということに力を入れていただきたいわけです。チェアマンというよりも、その

分野の仕事をしている人間として期待しているということを申し上げたいと思います。  
よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

はい、では、伊東先生。

○伊東委員　今回の検討の範囲には入っていないのかもしれないのですが、議論がメディアの定義にまで及ぶような場合には慎重な検討をしていただきたいと思います。本日の朝刊に、総務省はネット配信を放送法が定める放送には含めない方針だというような記事が掲載されています。そういう方向なら、あまり大きな変更はないのかなと思います。詳しいことは存じ上げませんが、聞くところによりますと、英国では、10年ぐらい前から一定の条件を満たしているネット配信を放送に近い位置づけにしているということも伺ったりしておりますので、今回、メディアの定義にまで踏み込むことになると、相当いろいろな問題が出てきそうだという気がしています。技術屋の立場からすると、一番大きいのは放送品質という観点だと思うのですが、画質や音質の低下、遅延や輻輳の発生等、いくつもの問題を含みます。個人的には、先月の諸課題検討会でも申し上げましたように、放送番組のネット配信は大いに進めていただきたいと考えておりますが、現状の技術水準や経済的合理性を考慮しますと、それはあくまでも補完措置であって、代替措置にはならないと思います。その辺りについても議論されるのであれば、十分慎重をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。伊東委員のご発言、非常に重要な論点だと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見がないということですので、次に行かせていただきます。ただいまのご説明を了承し、本件諮問の審議を進めさせていただくことにいたします。

(2) 議決事項 委員会の設置について

○須藤部会長 続きまして、委員会の設置について審議をいたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○豊嶋情報通信作品振興課長 資料5 1-2「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」の設置の提案でございます。これは、ただいま説明いたしました、諮問第2 4号「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」についての審議を円滑に進めていただくため、委員会を設置してはいかがかという提案でございます。名称、組織、所掌等は資料5 1-2のとおりとなっております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらば、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がございませんようでしたら、ただいまの提案を了承し、情報通信審議会議事規則別記1 第3条第1項の規定に基づきまして、「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」を設置し、調査、ご検討をいただくことといたします。

なお、本委員会に所属する構成員につきましては、別記1 第3条2項に基づきまして、部会長が指名することになっております。これから事務局より構成員名簿をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。それでは、お願いします。

それでは、お手元にわたりましたでしょうか。それでは、主査及び構成員につきましては、ただいま配付していただきました名簿のとおりとさせていただきますと思います。

本日はご欠席ですけれども、村井主査をはじめ、構成員の皆様方には精力的に調査検討を進めていただくよう、お願いいたします。専門委員として、内山先生、それから、大谷先生、河島先生に入っていておりますけれども、この3名の方々は知的財産権のご検討、著作権の検討等で知見をお持ちの方でございますので、検討委員会としては重要な戦力ということになると思います。

ただいまの、この構成員の名簿につきまして、何かご質問等があればおっしゃっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○知野委員 質問です。

○須藤部会長 どうぞ。

○知野委員　　今、知財のご専門の方、3名ということで、説明受けましたけれども、利用者側からしますと、技術面での課題、つまり自分が利用するときに、先ほども輻輳とかいろんな問題が指摘されましたけれども、その点について、やっぱりかなり検討がされてほしいと思うのですが、そのあたりの検討はここでは行わないのでしょうか。別途考えてらっしゃるのでしょうか。それともここで、このメンバーでということなののでしょうか。

○須藤部会長　　後で事務局より補足をいたしますけれども、ここで検討されます。その前にワーキンググループを組織し、そこにステークホルダーの方々に入っていただくことになろうかと思えます。これは放送事業者、通信事業者、知財関係者等、さまざまな分野の方々に入っていて、かなり綿密な検討を行います。その結果を踏まえて、この委員会でもたご議論いただく形になります。それでまた結果を踏まえて部会に上がる形になります。

○知野委員　　わかりました。

○須藤部会長　　事務局、お願いいたします。

○豊嶋情報通信作品振興課長　　今、部会長から説明ありましたとおり、この検討するジャンルはかなりいろいろな種類で広範囲となりますので、今ありましたように、我々事務局としましては、この委員会が発足しましたならば、広く課題に応じて関係者には集まっていたく、ワーキンググループみたいな形になろうかと思えますけれども、そういうのを構成しながら意見の取りまとめを幅広くしたいと考えております。また、これは委員会設置後に主査の村井先生にも相談しながら具体的に進めてまいりたいと考えております。

○須藤部会長　　よろしいでしょうか。

○知野委員　　はい。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

ほか、よろしいですか。それでは、お認めいただいたということになります。

(3) 報告事項 「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について【平成27年9月25日付 諮問第23号】

○須藤部会長 続きまして、報告事項に入ります。報告事項「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」に移ります。本件は平成28年7月の総会において、第二次中間答申をしたものでございますけれども、残りの検討事項について、本部会のIoT政策委員会が検討を開始しております。

それでは、現在の検討状況につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○小笠原情報通信政策課長 それでは、資料51-3、IoT政策委員会の今後の進め方についてご説明をいたします。ページをめくっていただきまして、右上にページが示してございます。2ページをお開きいただきたいと思います。先ほど、部会長からありました、中間答申でございます。その中間答申を7月にいただいているわけでありましたが、そこで大きく柱としては2つほど宿題をいただき、その旨がここに書いてある成長戦略、今年の6月に閣議決定をしております。そこにも少し記載しているところでございます。

大きな一つの柱の1番目が、項目の2と書いてあるデータ利活用の促進モデルと書いてあるところにかかわるところでございます。ここについても、もちろん宿題ということでございますが、まず右方の取組の方向性の①のところに書いてございますが、まず、どういった分野に重点を置いて検討するかという枠組みをいただいております。ここに通信から住まいまで6分野ほど書いており、観点としては、生活に身近、地方創設につながるということで言っております。こういった分野を重点的に行うということで、このデータ利活用の促進モデル、特に促進するためのルールについて、幾つか宿題をいただいているわけでございますが、まず一つ目が②でございます。いわゆる、パーソナルデータにかかわるルールのところでございますが、②の真ん中のところでございます。具体的なデータ利活用プロジェクト、テストベッドを使って、さまざまなプロジェクトを、先ほど申し上げた分野において行っていくと、そういった点、いただいているわけでございますが、そういったプロジェクトで得られる知見を踏まえて、今申し上げたパーソナルデータ等々にかかわるルールについて、関係省庁とも連携して検討を進めて、目処としては本年中に結論を得るといった宿題が一つ出ているというところであります。

③は今度、さらに進んでということでございますが、データ利活用促進のための一つ

のあり方として、③のゴシックのところでございます。個人のデータ、パーソナルデータでございますが、それを信頼できるものに託して、個人や社会のために活用する仕組み、これについて、本年度末までに検討して取りまとめると、こういった宿題もいただいているわけでありまして。よく情報銀行というふうに言われることもございますが、これは今、内閣のIT室のほうでも検討の場が立ち上がっているところでもあり、当然、当審議会の検討の結果ということも入力していくことになるかと思いますが、データ利活用促進モデルを柱とした宿題としては、今のようなことがあるかと思われまして。

もう一つの柱でございます。項目のところの3と4のところ、ネットワークの投資、それから、それにかかわる人材、資格制度というふうでございます。この取組の方向性①のところでございますが、IoT時代になりますと、ネットワークがどのように変わってくるか、あるいはどのように変えていかなければならないかの認識が書いてありまして、固定ネットワークの高度化と題し、その次にソフトウェア化、それから仮想化といったこと、それが変化の方向性と書いてあります。膨大なIoT機器を迅速効率的にネットワークに接続して、安定、それから安心して通信を行っていくためには、そういったネットワークのソフトウェア化、仮想化が必要になってくると、そういった認識が①に書いてございますが、この③のところ、そういったネットワークの運用管理に求められるスキルを明確化した上で、そのスキルの認定のあり方、これは資格制度ということになるかと思いますが、それについての検討を行うことになっております。これはちょっと大きな宿題の2つ目かというふう考えております。

今のような宿題について、どういった体制で議論していくかといったことが、次の3ページでございます。右側のページでございますが、左下に体制図が描いてございます。本部会のもと、IoT政策委員会が村井主査のもと、運営をされておりますが、その下に2つのワーキング、人材育成のワーキングを村井先生のもとに、それから、基本戦略ワーキングを太田大臣補佐官のもとに、それぞれ設置をしたいということでありまして。

検討事項が右に書いてありまして、(2)人材育成ワーキングでございますが、今申し上げたネットワークが、IoTを支えるネットワークはどうあらねばならないかといったところについてが①、その運用管理を行う人材、それから、それに求められるスキルと認定のあり方等々の育成策についてが②ということ、それを検討する人材育成ワーキングを設置したいということで、これは今月、既に第1回を開催したところであります。

それから、その上の基本戦略ワーキングといったところについてのミッションでござ

いますが、まず、①でございます。先ほど2つの宿題と申し上げましたが、そのように答申されたIoT政策の進捗状況の確認とフォローアップを行うのは、当然のミッションとして1つでございます。そしてもう一つ、②のところ、IoT政策全体を、一体的・総合的に推進する戦略の策定と書いてございます。

これを少し子細に説明してありますのが、次の4ページのところでございます。1から4まで項目が大きく囲ってございますが、全体的な趣旨としては、総務省として、IoTの施策についての全体的なロードマップ、行程表ということをもとめられないかという視点で書いてございます。そのためには、この審議会以外にも、総務省だけでもさまざまなIoTにかかわる検討を行っている場があるわけでありまして。先ほど放送の諸課題検といったところが、実際ははっきりとしたテーマとして挙げられておりましたが、そこも含めて、IoTにかかわる検討を幾つか行われているわけでございます。当審議会のもとで、そのようなものを俯瞰いたしまして、IoT政策全体の行程表ということで明確化し、それをお示ししていくといったことを目的とした検討を行っていきたいということでございますが、その行程表にどういうことが含まれるのかということについて、具体的な項目として3つ、それから、横断的な課題としてまた別途設けているというわけでありまして。

まず、ネットワーク、ここには運用人材の話も含むわけでございますが、この①と②が、先ほど人材育成ワーキングで検討すると申し上げた事項の背景でございます。それから、当然ネットワークの運用管理人材に加え、不可欠なのはセキュリティーに関する人材であります。それについては、今、ナショナルサイバートレーニングセンターといった構想で、NICT等々の場で、具体的にこの2020を念頭に置いたセキュリティーに関する人材の訓練、あるいはそれを通じた育成のあり方ということを検討することになっておりますし、それに基づく実践ということも行われているところであります。そのようなことに関するスケジュール、行程といったところも、ここで徐々に入れることができないかと考えております。

次にIoIに関し、プラットフォームということについて、これは不可欠な検討要素でございます。ちなみにプラットフォームと言ったときに、どういう枠組で考えるのかということで、二重の米印が打ってございますが、右下に注としてプラットフォーム、これは情報通信白書の定義を引っ張ってきております。これは一番広い意味ではあります。ICTを利用するための基盤となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、

それから、これを運用していく主体、これらを全て一応プラットフォームとして捉えるといった視点で始めております。ただ、プラットフォームというのが一番身近で、利用者に向かい合うところがございますので、おそらく最も重要な機能の一つが、それぞれの利用者の認証というところに来ることは、これは当然のことという前提で検討を進めてまいります。

プラットフォームのところでは4つほど挙がっております。ごらんのとおり、主体、それから扱う情報の内容、それぞれが多岐にわたっておりますが、①が観光分野のクラウド基盤、おもてなしクラウド基盤と書いてございます。②が医療・健康分野におけるプラットフォーム、ここでは医療・健康分野のデータ利活用基盤と書いてあります。それから③が、今報告がありました放送番組のネット配信、あるいはスマートテレビといったサービスに使われるプラットフォーム、それから最後が、個人番号カードにかかわるプラットフォームというところであります。それぞれ主体、スケジュール、それからサービス内容、それぞれが異なっているわけでございますが、それぞれに応じて、誰が、いつまでに、どんな作業工程で進めていくのかということについて、ある程度明らかにしていければと考えているところであります。

それから3番が、データ利活用と書いてあります。先ほどいただいた宿題の2番目にかかわるところであります。①が先ほどの宿題で、分野が特定され、そこにおけるいろんなルールについて、一応、目標値としては今年中とは書いてございますが、その目標値にかかわるところが①でございます。テストベッドを介したさまざまな実証実験、これは今、進捗中でございますが、その知見を生かして、そのデータの利活用をそれぞれの分野で進めていくために必要なルールといったことを明らかにしていくというところが①であります。

それから、②が取り出した形で、今の放送コンテンツ配信に関するルールのあり方ということを取り出してございます。これについては、今ご説明がございました。放送の、当然ながら利活用を進めていく、例えば視聴履歴とか動作履歴の利活用、これは非常に重要なテーマではございますが、その前提といたしまして、インターネット上、放送コンテンツが円滑に流通するということが大前提になります。それについて、今説明のありましたように、著作権法に定められた著作権の取扱にかかわるルール、あるいは政策にかかわるルール、そういったことも、この当審議会の委員会、あるいは諸課題検で明らかにされていく内容について、この場でも取りまとめの中に入れていきたいという

ことであります。

あと、横断的な課題といたしまして、①から⑤まで、例えばIoTの地域実装、A I、国際標準化、2020オリンピック・パラリンピック、それから⑤として、地域の中小企業といったところにおける利活用促進、そういった横断的な課題につきましても、行程ということで、まとめられる範囲で取り扱ってまいりたいということでもあります。

以上が、基本戦略ワーキングで、行程表として取りまとめていきたい内容であります。

それから、最後に5ページのところで、スケジュール感が書いてございますが、当部会及び総会との関係で言いますと、年末に一度、IoTの政策委員会で取りまとめ、その結果を当部会及び総会のほうに、途中またぐかもしれませんが、一度報告をしたいと思っております。そして、来年6月の成長戦略と、あるいは骨太方針を見据えまして、6月ごろを目処にいたしまして、答申ということ形でお取りまとめということをお願いできないかと考えているところであります。

6ページ以下は、委員会の名簿に加えまして、7ページと8ページにそれぞれのワーキングのメンバー表を参考までにつけさせていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上のおりでございます。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらば、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、近藤委員。

○近藤委員 近藤でございます。ただいま遠距離介護を実践中ございまして、先週、20年ぶりに自身が病院に行って、医師の診療を受けるという経験をしたら、ものすごく病院は情報化されているし、お薬手帳は進化しているし、すごいなと感動したのですが、新しいこういうIoTビジネスというか、社会基盤のときに、もちろん大きな成長する分野としてお仕事で成功していただきたい、そういう新しい産業を育てていただきたいというのもとても重要だと思うんですが、超高齢社会でございますので、医療、保健、福祉分野のこういった連携というのは、私が住んでいる都筑区というのはとても情報化の進んだところで、リテラシーの高い人たちも住んでいて、とても先進的な病院であるにもかかわらず、横の連携というのはまだまだ進んでいないということを実感もしました。

なので、ぜひ今後は、在宅ケアを中心として、国が進めていかれるというときには、在宅ケアの現場にICTとIoTが連携していただくことが本当に切実に切実に必要に

なってくるので、ぜひ、そのこのところのプラットフォームの推進を頑張ってくださいますように、現場からお願い申し上げます。意見というよりもお願いです。よろしくお願いいたします。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 それでは、私から3点。最初の2つは、これまでも機会があるごとに申し上げてきたことですが、ネットワークについて2点です。

セキュリティーですが、IoT、シングスということになりますと、これまでのセキュリティーというのが、全部人間の認証を基盤として安全を図ってくるというところだと思うのですが、これからは物に対して、どのようにきちんと認証して、コミュニケーションをするかということが重要になりまして、そうすると、いわゆるハードウェアセキュリティーと呼ばれるような分野についても、社会的なさまざまな制度の整備というものが必要になってきますし、人材育成も、いわゆる今言われているサイバーセキュリティーとは違うスキル、例えばある程度の電子回路等の、デバイス等の中身も知っていなければいけないということがあるかと思えます。そういったあたりが検討されるというなと思えます。

もう一つは、人材育成、そして技能認定というところですが、これは大変重要なところだと思います。人生におけるさまざまなイベントをしなやかにくぐり抜けるというか、過ごししながら、IoT分野のネットワーク関係の仕事をずっと勤め続けられるという、その基盤となるような技能認定というものが、リカレント教育も含めてつくられるというなと思えます。

最後3つ目ですが、データの利活用というところが3番目に検討事項としてありますけれども、聞くところによりますと、もう5年以上前から、人類が生成する情報を全てとっておけない時代に入っているのだそうです。情報オーバーロードという言葉がアメリカのほうで生まれているようですけれども、そうしますと、ビッグデータの中でも全部はとっておけない時代で、どのようなものを取っておくのか、つくっていくのかというところを考える必要があると思えます。利活用ということに加えて、データを生み出す仕組みというところも、今後はハードディスクにせよ、光ディスクにせよ、半導体メモリーにせよ、そこにしまえないデータがますます増えていくということも一つの検討のポイントになるかなと感じます。

以上でございます。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、今のお二人の発言に対して、何かコメントすべきことはございますでしょうか。

○小笠原情報通信政策課長　　まず、近藤委員からの医療、介護にかかわるところ、まさにプラットフォームの一つとして掲げさせていただきましたが、総務省としても、個人番号カードという認証の運営主体の一つになっておるわけでございますが、最も重要な適用分野が医療、介護、福祉の連携を実現することであります。医療機関、診療機関、それから介護機関、ここで蓄積されるデータが、それぞれ携わるお医者さん、介護士さん、それからご家族の方々、これに完全にかつ安全に共有されることを、個人番号カードの利活用によって実現していくこと、それとあわせて、最終的には日本全国、どの医療機関であっても、そのようなデータが、かつ安全に流通するようなことを実現すること、これが今回のテーマの重要な課題の一つとなっているところと思います。したがって、ご指摘を踏まえて、できるだけそこに向けた行程が明らかになっていけるような検討を進めてまいりたいと思います。

それから、鈴木先生からのセキュリティーに関しては、再三ご指摘を受けているところで、ちなみに今回の検討の中では、一部スマートハウスという中で、まさに機器の動作をいろいろ制御するに当たっての、機器の認証、それから、機器に対するアクセスの認証、随分と自動化されていくわけでありますが、自動化されていくときの指令、命令、そういったものをいかにして、正しい機器に対して、正しいアクセス権のあるところから到達させるかと、そういったところに関するルールと実現手段ということ、ほんの一部ではあります、検討に着手できればといったところも考えているところではございます。

いずれにせよ、今のようなご指摘も踏まえて、検討を進めてまいりたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○須藤部会長　　どうもありがとうございました。

ネットワークの人材のところについてですが、サイバーセキュリティーに関する対策、人材育成という面では、NICTでかなり本格的な人材養成をしていただきたいと存じます。私も期待しております。東京オリンピックを考えますと、かなり高度なアタック

があり得ると思いますので、いわゆる文科省の文章で言うと、トップガンですけれども、トップガンレベルの人材育成が急務になっていると思いますので、NICTでは、それにかなり力を入れてやっていただきたいと思います。

なお、谷脇局長にご協力をいただいておりますけれども、私が今、受け入れ責任者になっている東京大学の寄附講座でセキュリティーの研究と人材育成をやっております。オランダ政府の協力も得まして、9月に、ホワイトハッカーの方にオランダから来ていただきまして、東京大学の学生、ほとんどが理数系、1人法学部が入っておりましたけれども、この分野の人材としてかなりレベルの高い教育を受けました。これについては、朝日新聞が9月に、2度にわたって我々の教育について報道してくださっておりますので、また見ていただければと思います。NICTとの連携、それからNISCとの連携を東京大学としても強化したいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

ほか何かございますでしょうか。はい、では新美委員。

- 新美部会長代理　新美でございます。データの利活用促進モデルに関連してですが、都市とか住まいということになっていきますと、使えるデータが今のままでいいのかどうかという問題も出てまいります。例えば自動運転なんかを点検いたしますと、3Dの空間データが必要不可欠になってきます。そのときの3Dのデータというのは、正確なものができているのかどうか。この前、その分野の人たちと研究会をやりましたら、3Dのデータを、ある意味で標準化してつくるということは、まだまだスタートラインに立ったばかりであって、それをきちんと整備しないと、都市とか住まい、とりわけ公共空間をうまく使うということについては、かなり問題を起こすのではないかということが言われておりましたので、ぜひこの中で、IoTでどういう形でブレークスルーをするのかを考えながら、データを既存のもので済ませられるのか、済ませられないのかということも少し議論しながら、見極めていく必要があるのではないかと、そのように考えております。

以上です。

- 須藤部会長　どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。重要なお発言、それぞれ委員の皆様からいただきありがとうございました。

本日の議題はこれまでとなります。IoT政策委員会におかれましては、引き続き精力的に調査及び検討をよろしく願いたいと思いますし、先ほどの各委員のご発言も十

分に踏まえていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

## 閉 会

○須藤部会長　これで議事は終了いたしますけれども、何かご発言したいということがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○吉田参事官　ございません。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。それでは、次回の日程につきましては、別途調整をさせていただき、事務局よりご連絡をさせていただきます。

それでは、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。